

和歌山県警察公印規程の解釈及び運用について（例規）

（制定：令和4年3月18日 総第11号）

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

この度、和歌山県警察公印規程（平成22年和歌山県警察本部訓令第4号）の一部を改正し、令和4年4月1日から施行するものであるが、改正後の和歌山県警察公印規程の解釈及び運用は下記のとおりとするから、各規定及びその設定趣旨を十分理解するとともに、自所属の警察職員への周知徹底を図り、適切に運用されたい。

記

1 保管者（第3条第1項から第3項まで関係）

所属における公印の保管者は所属長をもって充てることとし、公印の適正な使用及び保管・管理に関する所属長の責務を明確に記した。

また、次席等を取扱責任者にして実質的な公印の使用、保管・管理等の事務（以下「保管等の事務」という。）を行わせるものとし、分庁舎等の長及び所掌事務の専決を行うことができる者についても必要に応じ取扱責任者とすることができることとした。

なお、取扱責任者を新たに指定し、又は変更した場合には、その旨警務部総務課長に通知し、公印登録簿に登録するものとする。

2 次席等が不在の際の公印の保管（第3条第4項関係）

取扱責任者が「長期間不在となる時」とは、取扱責任者が入校、出張、休暇等により通常の執務時間内に不在となる場合をいう。

従来、旧規定においては、保管者が長期間不在となる場合は同等又は上位の階級にある者に公印の保管を依頼するものとしていたが、分庁舎等においてはこれを充足する職員が存在しないことから、当該分庁舎等に勤務する警部補以上の階級にある警察官のうち、所属長があらかじめ指定する者に限り保管させることができるものとした。

3 休日及び夜間における取扱い（第3条第5項関係）

休日及び夜間においては、当直責任者に保管等の事務を行わせることができることとしたものであるが、緊急やむを得ない場合に限り取扱責任者の指示により公印の使用を可能としたものであり、当直責任者に決裁権限を付与したものではないことから、公印を使用する際はそれぞれの業務の事務規程等を遵守した上で、取扱責任者の了承を得ること。

4 公印の再作製（第4条第1項ただし書関係）

旧規定においては、公印を新規に作製する場合及び廃棄する場合は本部長の承認を得ることとし、経年劣化により再作製する場合も、新規に作製する場合と同様の手続をとる必要があった。

しかし、公印の名称、規格、使用区分が同一であり、既に承認がなされている公印を摩耗等の理由から再作製する場合については、事務の合理化の観点から本部長の承認は不要とした。ただし、公印の印影は警務部総務課に保管されている公印登録簿に登録する必要があることから、更新に当たっては速やかに警務部総務課長に通知すること。

5 同一の公印の作製（第4条第2項関係）

同一の公印を作製することは物品管理や適正な業務管理に問題が生じる可能性が高いため、原則として禁止することとした。ただし、業務上やむを得ず公印の名称、規格、使用区分が同一の公印を作製する必要がある場合に限り、当該業務を主管する部長を通じ、本部長の承認を得た上で作製することができることとした。

なお、この場合においても、作製する公印は必要最小限とし、取扱責任者が確実に保管・管理を行うこと。

6 公印の印刷（第8条関係）

公印を更新した際に、既に更新前の公印の印影を印刷した用紙（「以下「旧用紙」という。）が存在している場合、これらを全て廃棄して改めて印刷することは現実的ではない。

よって、更新された新しい公印の印影を印刷した用紙が使用できるようになるまでは、旧用紙を使用できることとした。ただし、当該措置は限定的に運用すべきであり、長期間にわたって旧用紙を使用することは適切でないことに留意すること。